

横浜市踊場公園こどもログハウス使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市踊場公園こどもログハウス（以下「ログハウス」という。）が遊びを通じて子どもの成長発達を助長する場として、また、放課後児童対策の充実や子どもの育成活動の場として有効に活用されるよう、その使用方法その他必要な事項を定める。

(利用者の範囲)

第2条 ログハウスを利用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 小学生及び中学生
- (2) 付添人のいる幼児
- (3) その他指定管理者が認めた者

(開館時間)

第3条 開館時間は、原則として、午前9時から午後5時までとする。

2 指定管理者は、事業実施上又は季節的要件で必要と認めたときは、戸塚区と協議し、利用者に周知を図った上で、開館時間を繰り上げ又は繰り下げをすることができる。

(休館日)

第4条 ログハウスの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎月第3月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号 第3条に規定する休日）に当たる場合は、その直後の休日でない日。
 - (2) 12月29日から1月3日まで
- 2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、戸塚区と協議のうえ、休館日に開館し又は休館日以外の日に開館しないことができる。

(使用条件)

第5条 ログハウスを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 遊具は正しい使い方をし、危険を伴うような行為はしないこと。
- (2) 使用時間を厳守すること。
- (3) 幼児には保護者が付き添うこと。
- (4) 使用した遊具等は、所定の位置に返納すること。

(使用の制限)

第6条 ログハウスは、次の各号の一つに該当する場合は使用することができない。

- (1) 営利目的で使用する場合
- (2) 団体が占有的、継続的に使用する場合
- (3) ログハウスの設備趣旨に反する利用をする場合

(時間外使用の特例)

第7条 地域団体又はこれに準ずる団体で指定管理者が必要と認めた場合は、午後5時から9時までの時間外にログハウスを使用することができるものとする。

2 前項の使用については、事前に届け出なければならない。また、使用に当たっては、施錠等の管理を責任を持って行うとともに、これを第三者に転貸してはならない。

(使用の取消し)

第8条 管理上の必要がある場合及びログハウススタッフの指示に従わないときは、弁明の機会を与えた上で、その使用を取り消し、又は、使用を停止することができる。

(免責)

第9条 この要綱の規定によりログハウスを使用する者が負傷又は病気などによって生じた損害については、指定管理者は一切の責任を負わない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるものはか、必要な事項は指定管理者が定める。

附則

この要綱は、平成9年11月12日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。